

小田急駐輪場「オダクル」時間貸し利用約款

第 1 章 総則

(用語の定義)

第 1 条 本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

「当社」	小田急電鉄株式会社をいう。
「オダクル」	当社が設置・運営する駐輪場をいう。
「利用者」	オダクルに自転車、バイクを駐輪または駐車し、持ち込み、もしくは立ち入る者をいう。
「利用規則等」	当社が別途定める利用規則およびその他の告知をいう。
「本契約」	当社と利用者との間のオダクル利用に関する契約をいう。
「自転車」	自転車（特定小型原動機付自転車を除く）をいう。
「バイク」	原動機付自転車（排気量 125cc 以下。ただし三輪のものを除く。）、排気量 125cc 超 250cc 以下の二輪車および排気量 250cc 超の二輪車をいう。
「車両」	自転車、バイクをいう。
「反社会的勢力」	暴力団員、暴力団関係者、または暴力団員、暴力団関係者でなくなったときから 5 年を経過しない者、その他それに準ずる者をいう。
「ラック」	オダクル内に設置されている駐輪機をいう。
「区画」	オダクル内の駐輪または駐車用の区画をいう。
「当社が指定する場所」	「ラック」または「区画」等、車両を適正に駐輪または駐車する場所をいう。
「不適切駐輪・駐車」	当社が指定する場所以外に駐輪または駐車することをいう。

(適用範囲)

第 2 条 本約款は、時間貸しのオダクルの利用者に適用される。なお、利用するオダクルに利用規則等がある場合にはその定めに従う。

(本約款の遵守)

第 3 条 利用者は、オダクルの利用にあたり、本約款の各条項に加えて、利用規則等を誠実に遵守する

(利用約款内容の変更・廃止)

第 4 条 当社は、法令改正、社会経済情勢の変化、サービス内容の変更が本約款の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合に本約款の一部または全部を変更、追加、廃止することができる。

2 本約款を変更する場合には、変更日を定めた上で、利用者に対し当社が定める方法により周知する。

3 本約款の変更があった場合、一切の条件は変更後の約款の定めに従う。

4 第 2 項の変更に伴い、利用者に不利益、損害が発生した場合において、当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当社はその責任を負わない。

5 本約款の変更に同意できない場合には、利用者は本契約を解約できる。

6 本約款の変更後、オダクルの利用があった場合には、変更後の約款に同意したものとみなす。

(利用者への告知)

第 5 条 本約款に定めるほか、必要があると当社が判断した事柄については、当社が定める方法で利用者に対して告知を行う。

(営業日時)

第 6 条 当社は、オダクルの営業日時を定め、当社が定める方法により掲示する。

2 前項の営業日時を変更する場合は、予め当社が定める方法により掲示する。

(暫定施設であることの確認)

第 7 条 利用者は、オダクルが当社の鉄道敷地内等において暫定的に設置および運営される施設であり、恒久的な施設ではないことをあらかじめ承諾するものとする。

2 利用者は、当社の鉄道事業等の運営上、施設管理上その他の事由により、オダクルの全部もしくは一部の閉鎖、移設、縮小または運営内容の変更が行われることがあることをあらかじめ承諾するものとし、駐輪または駐車できないことによる補償および代替地の要求、駐輪または駐車場所の占拠をすることはできない。

第 2 章 契約の成立等

(駐輪・駐車場所の提供)

第 8 条 利用者は、本約款が車両の駐輪または駐車場所の提供を目的とするものであり、当社が利用者の車両を保管し、または管理することを目的とするものではないことをあらかじめ承諾するものとする。

(利用の開始)

第 9 条 利用者は、入口看板または公表された本約款の内容を確認し、これに同意のうえオダクルを利用するものとする。

2 当社は、利用者が自己の車両をオダクル内に駐輪または駐車した時点でオダクルの利用申込みがあったものとし、かつ、本約款を内容とする本契約が成立するものとする。

(利用範囲)

第 10 条 利用者は当社が定める方法に従ってオダクルを利用する。

2 以下各号に該当する車両はオダクル内に駐輪または駐車することができない。ただし、その他当該オダクル内看板等の記載により許可された車両は除く。

- (1) 補助輪付自転車
- (2) 立ち乗り用ステップ付自転車
- (3) 三輪車、足踏み自転車、キックボード
- (4) 無登録車、車検切れ、故障車等、一般道路を走行することが禁じられているバイク
- (5) ナンバープレートに覆いがされ、または取り外されているバイク
- (6) 仮登録中のバイク等、所有者の特定が困難なバイク
- (7) 車室に収まらないサイズの三輪バイク
- (8) サイドカー付きのもの
- (9) ロックできない形状の車両や車両入庫センサーが正常に作動しない恐れのある形状の車両

- (10) 改造・故障・破損が著しい車両
- (11) 危険物、有害汚染物質、悪臭発生、液汁漏出その他安全または衛生を害するおそれのある物を積載している車両
- (12) 付属装着物等があり、接触によりオダクルの施設、機器、他の車両、利用者に損傷を発生させる恐れがある車両
- (13) その他オダクルの管理上支障のある車両

(利用の拒絶)

第 1 1 条 当社は、次の理由がある場合は、利用を拒絶することができる。

- (1) 過去に利用料金を支払わない等、悪質な行為等が見られる場合
- (2) 本約款に反する、または反するおそれのある場合
- (3) 利用規則等が遵守されない場合
- (4) 車両がオダクルの施設・設備に不適合である場合
- (5) 利用者が、反社会的勢力であると判明した場合
- (6) その他やむを得ない事由がある場合

(駐輪または駐車に関する作業)

第 1 2 条 駐輪または駐車に関する作業は利用者が自ら行い、オダクル内の掲示等に従ってラックまたは区画内に適正に駐輪または駐車するものとする。

- 2 利用者がラックまたは区画内に適正に駐輪または駐車していない場合、当社は、当該車両を適正な駐輪または駐車状態となるよう駐輪または駐車方法を是正することができるものとする。

第 3 章 利用期間等

(利用期間)

第 1 3 条 本契約の有効期間は、ラックまたは区画内に車両を駐輪または駐車してから利用料金精算時までの期間とする。

- 2 オダクル内に車両を駐輪または駐車している期間は本契約が継続されているものとし、最大 7 2 時間継続利用できるものとする。なお、利用者が 7 2 時間を超えて長期継続利用を希望する場合は、事前に当社へ連絡するものとする。

(契約の解除)

第 1 4 条 当社は、利用者が次の各号の一に該当し、当社が重大な支障があり、契約の継続が困難であると合理的に判断した場合、本契約を解除することができる。

- (1) 利用料金等の支払いを怠った場合
- (2) 本約款および利用規則等の各条項に違反した場合
- (3) その他オダクルを利用するうえで支障があると当社が判断した場合

第 4 章 料金の支払等

(料金の支払い)

第 1 5 条 利用者は、当社の定める利用料金をオダクル利用終了時に支払う。

- 2 既に支払われた利用料金については利用者の都合による払い戻しをしないものとする。ただし、当社の責による場合は現金書留等当社の定める方法により払い戻しをする。

(料金の支払方法)

第 16 条 利用者は、オダクルの利用終了に伴い、当社が定めた支払方法、その他の方法により利用料金を支払うものとする。

2 前項において、利用料金の支払いができない場合、利用者は、当社の指示に従い支払う。

(料金等の改定)

第 17 条 当社は、公租公課の増徴、経済情勢の著しい変動または運営上の都合、その他相当の事由のあるときは、当社が定める方法により利用者に事前告知をしたうえで、利用料金等を随時改定できる。

2 当社は、改定日以後、利用者に対して変更後の利用料金により請求する。

第 5 章 放置車両の処置

(不適切駐輪・駐車への即時対応)

第 18 条 利用者は、オダクル内の当社が指定する場所以外に車両を駐輪または駐車してはならない。また、第 10 条の第 2 項に規定する車両を駐輪または駐車してはならない。

2 利用者が前項に違反して不適切に駐輪または駐車したことにより、当社の業務に支障が生じ、または支障が生じるおそれがあると当社が合理的に判断した場合、もしくは他の利用者の利用の妨げになる場合や安全上問題があると判断した場合、当社は、安全確保、緊急対応、施設管理または他の利用者の利用確保のため必要な範囲で、施設管理権に基づき、事前通知なく不適切駐輪または駐車した車両を敷地内の適切な場所へ移動し、保管することができる。

3 前項の措置のため必要がある場合には、当社は、車両に取り付けられたワイヤーロック、チェーン錠その他これらに類する設備を切断し、または取り外すことができるものとする。

4 第 2 項および第 3 項の措置に要した実費（移動、保管に係る費用等）は、本条第 1 項に違反した利用者が負担するものとする。

5 当社は、第 2 項の措置に基づく不適切駐輪または駐車した車両の移動、保管に際し、通常要求される注意義務を尽くすものとするが、当社の責に帰する場合を除き、当該車両の移動、保管によって生じた損害（第三者による盗難等も含む）については責任を負わない。

6 本条に基づき保管した車両については、第 20 条の規定を準用する。

(引取り請求)

第 19 条 当社は、第 13 条 2 項の制限時間を越えても利用が終了しない車両があった場合、当該車両の利用者に対し、当社の定める方法により、相当の期間を定めて当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の引取り請求を行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに引取りがなされないときは、引取りの意思がないものとして取り扱うことができる。

3 当社は、当社の責に帰する場合を除き、前項の指定日を経過した後、当該車両を引き取るまでに当該車両に生じた損害について責任を負わない。

(放置車両の処置・費用負担・免責)

第 20 条 当社は、前条第 2 項その他本約款に基づき保管した車両について、当該利用者がこれを引き取らず、または連絡不能である場合、放置車両として取り扱うことができる。

2 前項の状態が当社の定める期間（3 か月以上）継続し、かつ当該利用者に対して引取りの催告を行っても応答がない場合、当社は、自転車法、遺失物法、自治体条例その他関係法令に基

づき、当該利用者の車両の処理（移動、保管、引渡し、廃棄その他の処分を含む）に必要な手続を行うことができる。

- 3 利用開始時から車両の返還までの期間にかかる利用料金相当額（第 13 条 2 項の制限時間を超えた使用損害金も含む。以下同じ。）および前 2 項の措置に要した費用（移動、通知に係る費用、法令に基づく処分費等の実費）は、当該利用者が負担するものとする。
- 4 第 1 項の放置車両として取り扱われた後、利用者が当該車両の返還を希望する場合は、当社が負担した実費を支払うものとする。ただし、法令に基づき処分手続が進行している場合は、この限りでない。
- 5 本条に基づく措置により第 1 項の利用者に損害が生じた場合でも、当社の責に帰する場合を除き、当社は責任を負わない。

第 6 章 車両の返還

（返還請求時の対応）

第 21 条 当社は、利用者が利用料金相当額その他本契約に基づく金銭債務（車両の移動、保管または通知に係る費用を含むがこれらに限られない。）を履行しない場合、法令に基づき認められた範囲で、当該利用者の車両の返還に応じる前に当該債務の履行を求めることができる。

- 2 当社は、当社の責に帰する場合を除き、前条の保管に伴い生じた損害について責任を負わない。

第 7 章 賠償責任

（免責事由）

第 22 条 当社は、利用者がオダクルの利用中に生じた損害について、当社の故意または過失による場合を除き、賠償責任を負わないものとする。

- 2 前項にかかわらず、オダクル内において利用者が次の各号に掲げる事由により損失または損害を被った場合には、当社の責に帰する場合を除き、当社は責任を負わないものとする。

- (1) 車両の性質、欠陥もしくは自然の消耗
- (2) 破損、汚損、紛失、焼失、冠水、水害、雪害、野鳥その他の動物による被害
- (3) 戦争、事変、暴動、または盗難
- (4) 地震、噴火、津波、高潮、洪水、暴風雨その他の天災地変その他の不可抗力
- (5) 前各号のほか、事故、行政機関の命令、法令に基づく措置その他やむを得ない事由

（閉鎖・利用の制限）

第 23 条 当社は、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢、経済情勢の著しい変化、経営上の必要その他やむを得ない事由が発生した場合、オダクルの全部または一部を閉鎖し、その利用を制限できる。この場合、当社は利用者に対し、可能な範囲で事前に告知するものとする。

- 2 当社は、当社の責に帰する場合を除き、前項に基づく措置により利用者に生じた損害について責任を負わない。

（利用者の賠償責任）

第 24 条 利用者は、故意または過失により、オダクルの施設もしくは他の車両または人身に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

第8章 雑則

(再委託)

第25条 当社は、利用者の同意を得ることなく、当社の費用において、オダクルの運営管理に関する業務を第三者に委託することができるものとする。

(禁止事項)

第26条 利用者は、オダクルにおいて次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 過度のアイドリング、空ふかしおよび改造マフラー等の騒音迷惑行為
- (2) オダクルの他の利用者および近隣住民等第三者に危険または不快感を与える迷惑行為
- (3) 乗車走行行為
- (4) オダクル内での喫煙または火の使用
- (5) ゴミの放置および不法投棄、その他不衛生な行為
- (6) オダクル内の駐輪または駐車に関係のない施設への立ち入りおよび機器に触れること
- (7) その他当社が定める禁止事項または危険行為に該当する行為
- (8) 当社またはオダクルの係員の指示に従わない行為

(個人情報の取扱い)

第27条 当社は、本契約に関連して知り得た利用者の個人情報について、当社の定める個人情報保護方針（個人情報保護方針 | 小田急電鉄 (odakyu.jp)）に従い取り扱う。

(表明保証)

第28条 当社および利用者は、現在および将来において、反社会的勢力に該当せず、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し、保証する。

2 当社および利用者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 自ら、自らを代理もしくは媒介する者、または自らの役員もしくは従業員が、反社会的勢力であると判明したとき。
- (2) 自らまたは第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞、偽計、または威力を用いて信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などをしたとき。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約が成立し履行したとき。
- (4) 利用者が自らまたは第三者を利用して、オダクルを反社会的勢力の事務所その他の活動拠点の用に供したとき。
- (5) 利用者がオダクルまたはオダクルの周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、当社、他のオダクル利用者、付近の住民または通行人に不安を覚えさせたとき。
- (6) 利用者がオダクルを反社会的勢力に占有、または反復継続して出入りさせたとき。

3 前2項により本契約が解除された場合、解除された者は解除した者に対し、解除した者が解除により被った損害を賠償しなければならない。

4 第2項または第3項により本契約が解除された場合、解除した者は、解除された者に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わない。

(管轄裁判所)

第29条 利用者と当社の間において訴訟の必要が発生した場合、東京地方裁判所または東京簡

易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第30条 本約款に関する準拠法は、日本法とする。

以 上

小田急電鉄株式会社

制定	2014年	1月	1日
改定	2024年	7月	1日
改定	2025年	4月	1日
改定	2026年	10月	1日